



富山労働局
令和4年11月29日

【照会先】

富山労働局雇用環境・均等室
室長 吉田 勉
室長補佐 大井 幸治
電話 076-432-2740

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行され、令和4年4月1日からは「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました。(資料1)

厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、改正法の周知と併せて、ハラスメントのない職場づくりを推進していくこととしています。(資料2)

富山労働局(局長 吉岡 勝利)においても、本月間中にハラスメント対応特別相談窓口を開設し、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等を理由とするハラスメント、パワーハラスメント等について労働者や企業からの相談に対応します。(資料3)

月間中において、次のとおり取組を行っていくことにしています。

1 ハラスメント対応特別相談窓口の開設

期 間 令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)
相談窓口 富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076(432)2740
(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)
時 間 9時00分～17時00分 ※土日祝を除く

2 中小企業に対する自主点検によるハラスメント防止措置の啓発・周知

資料1 : パワーハラスメント措置義務 周知リーフレット

資料2 : 職場のハラスメント撲滅月間 周知ポスター

資料3 : ハラスメント特別相談窓口 周知リーフレット

参考資料 : ハラスメント等に関する相談の状況